

尖閣諸島に関する地政学的考察

はじめに

- 1 地理的条件
- 2 領土たる島嶼の持つ法的効果
- 3 海洋権益と安全保障
- 4 尖閣諸島の地政学的考察

おわりに



秋山 昌廣
(東京財団 理事長)

はじめに

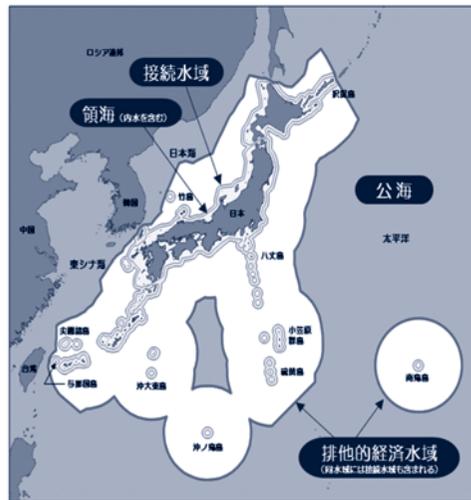
尖閣諸島（中国・台湾では釣魚台群島などと呼称）の問題は、中国からの官民による度重なる領土領海侵犯、そのエスカレート、これに対し東京都による同島嶼購入計画の発表、結果として国による購入（国有財産化）といった展開があり、日中間の緊張が高まっている。

中国の過激なナショナリズムに結びついた、領土紛争の観を呈してきてしまった本問題の顛末、今後の見通しなどを明らかにすることも重要であるが、ここで一旦立ち止まり、尖閣諸島を、日本の安全保障あるいは海洋権益の視点から、地政学的に観察しておきたい。

1 地理的条件

尖閣諸島は、日本のほぼ最南西端に位置し、これを基点とする排他的経

図1 日本の領海、接続水域および排他的経済水域



(海上保安庁資料)

済水域 (Exclusive Economic Zone, EEZ) は、中国および台湾のそれと接している (図1)。太平洋に浮かぶ島とは異なるが、尖閣諸島は、東シナ海における日本の、一定の大きさの EEZ および大陸棚を確保する基点となっている。

より具体的な尖閣諸島の地理的条件は、石垣島から北西へ 170 km、台湾島から北東へ 170 km、大陸中国から南西へ 380 km、沖縄本島から西へ 410 km と、日中台のほぼ中間に位置すると示される (図2)。しかし、より詳細な地図を見ると、尖閣諸島は、台湾北方の彭佳嶼¹ という島からは 140 km と石垣島より近いのみならず、地層的に見ると、沖縄トラフの西側に位置している。これは、中国側の主張する自然延長した中国大陆から続く大陸棚²に乗っていることを意味する。

図2 尖閣諸島の位置関係



(海上保安庁資料)

1 2012年9月9日、台湾の馬英九総統が訪問して、尖閣諸島問題について平和的解決を呼びかけた。
2 図3を参照。日本は、もちろんこの主張を認めていない。海洋地理的には、沖縄トラフは大陸棚の先端を示す海溝ではなく、大陸棚にある単なる溝であるから、日中間の大陸棚の境界は両国の中間と見るべき、と主張。

もっとも、このことは領土の規定条件とはまったく関係のないことである、ということのみを確認しておきたい。韓国に不法占拠されている日本領土竹島は、隠岐の島より韓国領の鬱陵島に近い。台湾の領有する金門・馬祖両島は中国大陸にきわめて近い所に位置している。ギリシャは、トルコ沿岸に近接した多くの島を領土としている。領土に関しては、無主物の占有、実効支配、領有の意思表示、その他国際法的に認められた領有のプロセスが重要な要素であり、地理的条件は単にその位置を示すにすぎない。

むしろ、海洋権益あるいは安全保障の視点から地政学的に考えれば、領有する島が相手国に近ければ近いほど、価値が高まる。相手国にとっては、逆に不利益を意識する。理由はともあれ、そこに紛争の種が潜在する。

2 領土たる島嶼の持つ法的効果

1994年に発効した国連海洋法条約によれば、沿岸国は基線から12海里までの領海、200海里までのEEZと大陸棚（大陸棚については条件が整えば350海里まで延伸可能。）が認められる。EEZおよび大陸棚に関しては、相互に向かい合っている国との間の距離が400海里未満の場合は、両国間で協議してそれらの境界を画定しなければならない。

いずれにしても、日本の領土尖閣諸島には、同諸島の基線を基にした、上記のような領海とEEZおよび大陸棚が日本に帰属することとなる。12海里の領海、200海里あるいは隣接国との中間線辺りまでのEEZ、これより延長可能な大陸棚が、日本のものとなる。ものとなると言っても、主権を有する領海とは異なり、EEZでは天然資源等に関し主権的権利あるいは管轄権を有することとされる。大陸棚に関しては、範囲など異なる点はいくつかあるが、地政学的な議論をする場合はEEZにほぼ類似した扱いであるので、本稿ではこれをいちいち分けて説明することはしない。

領海は、外国船の無害通航が認められる³ほかは基本的に領土と同じ

法的地位に立つこととなり、この海域での外国の官民の主体によるその他の行動は、条約に定めるほかは認められない。

EEZにおいては、沿岸国は、海底も含め天然資源の探査、開発、保存および管理のための主権的権利、人工島などの設置、海洋科学調査、環境保全などに関する管轄権を有する⁴が、非沿岸国に対しては航行の自由、上空飛行、海底電線ないしパイプラインの敷設の自由を保障する⁵。

EEZの外側の公海は、深海底に関する取扱いを例外として、従来通り海洋利用の自由が認められる。

3 海洋権益と安全保障

尖閣諸島の持つ、このような法的効果を念頭に置きつつ、より具体的に海洋権益と安全保障について概観しておきたい。地政学的考察とは、結局海洋権益と安全保障の問題だからである。

海洋権益としては、沿岸国にとってはまず、漁業資源そして石油・ガス等天然資源の開発、管理、確保があげられる。さらに、非沿岸国も含め、航行の自由を内容とするシーレーンの安全かつ安定的確保、さらには海洋利用の自由、自国の安全保障確保のための海洋の管理・支配などが海洋権益として意識される。

漁業資源は、生物資源として他の天然資源と同様の扱いであるが、多くの漁民の存在、再生産の重要性、EEZの境界線を跨いで広く移動する回遊魚が存在する実態などから、漁獲ないし魚の管理に関する特別の条約や協定が各種存在する。歴史や経緯もあり、他の天然資源とは異なり複雑な要素が多い。

石油・ガス等非生物天然資源の開発等は、EEZあるいは大陸棚の保有または境界画定にあたって、海洋権益として直接意識される。沿岸国は、EEZとその海底および海底の下の天然資源に対して主権的権利を有することとなるので、広大なEEZの基点となる島嶼の領有権の帰属は、国家利益そのものに関わってくる。

3 国連海洋法条約（1994年11月16日発効）第17条。

4 同条約第56条。

5 同条約第58条。